

令和 7 年度事業計画書

目次

1. 令和7年度	社会福祉法人福朗	事業計画書	02
2. 令和7年度	母子生活支援施設	事業計画書	10
3. 令和7年度	母子生活支援施設	事業計画書（母子担当）	14
4. 令和7年度	母子生活支援施設	事業計画書（児童担当）	19
5. 令和7年度	子育て支援短期利用	事業計画書	28
6. 令和7年度	放課後等デイサービス	事業計画書	32

1. 令和 7 年度 社会福祉法人 福朗 事業計画書

1 事業計画の目的

当法人は、法人の中長期計画を基に事業計画を策定します。その中で私たちは、子育て家庭や、ひとり親家庭支援の原点に立ち返り、また社会環境の変化に応じた福祉ニーズに対応出来るよう、現在実施していることを見直し、一人ひとりに合ったより良い支援・サービス・体制の構築とその実現に向けた取り組みを行います。

そして現在、当法人の事業を利用されている子育て家庭や、ひとり親家庭へのインケアの支援だけでなく、その他の地域の子育て家庭やひとり親家庭への支援も視野に入れ、法人内で運営している事業の機能を活かし、地域と施設・関係機関を組み込んだ総合的、包括的な切れ目のない支援を展開し、子育て家庭・ひとり親家庭支援の拠点となることを目指します。

2 法人理念

- 質の高い福祉支援・サービスを提供し、利用者やそのご家族の満足を得る支援を目指します。
- 地域とのかかわりを深めるとともに、地域社会の一員として地域福祉の向上に貢献し、地域に信頼され、支持される支援を目指します。
- 職員の育成に努め、全ての職員にとって、誇りと満足のある職場となるべく努めます。

3 法人の運営方針

- 施設・事業の基本方針を尊重する。
- 地域福祉に貢献する。

4 事業内容

- ☆母子生活支援施設
- ☆子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ☆放課後等デイサービス事業
- ☆社会貢献事業

5 福朗職員の心得5か条・職員倫理綱領

※別紙参照

6 事業方針

☆母子生活支援施設

- 心身ともに疲労し入所されるお母さんや子ども達にとって、安全で安心できる生活拠点であることを目指します。
- 母と子、一人ひとりの意思を尊重し、思いやりの心をもって一人ひとりにあった良質の支援をします。
- 多様な問題、課題の解決、精神的、経済的、社会的な自立への歩みを支援します。
- 退所者のアフターケアはもとより、地域社会の子育てや、ひとり親家庭の支援に施設機能を活用した取り組みを目指します。

☆子育て支援短期利用事業

- ひとり親家庭、子育て家庭のニーズに沿って支援を進めます。
- 子ども達や保護者の方にとって、安心安全に生活できる環境を目指します。
- 地域の子育て支援の拠点を目指します。
- 退所者のアフターケアはもとより、地域社会の子育てや、ひとり親家庭の支援に施設機能を活用した取り組みを目指します。

☆放課後等デイサービス事業

- 個々の長所を伸ばし、仲間と共に楽しむ。
- 日常生活に必要な知識・態度・習慣など、基本的な生活スキルを身につけます。
- 子ども達や保護様にとって、安心・安全な居場所作りを目指します。
- 子ども達や保護様の悩みを共有し、他機関との連携も大切にします。

☆社会貢献活動

- 地域の方や・関連機関と力を合わせ、法人の施設事業を有効に活用しながら社会貢献活動に取り組みます。

◎中長期計画

- 人材育成・人材確保・組織強化
- 危機管理対策
- ハード・ソフト面の改善
- 新たな福祉ニーズに対する新規事業への計画

☆新規事業計画

- ・新たな福祉ニーズに対する事業展開の計画・立案。

☆支援・サービス向上への取り組み

- ・新たな福祉ニーズに対しての研修計画を立て、支援のスキルアップに努める。
- ・利用者や児童の支援については、半年に1回のペースで面談を実施し支援計画書を作成、定期的に支援計画の情報確認・把握・振り返り・評価・見直しを実施する。
- ・支援サービスの向上のため、福祉の学識者の助言や他施設への視察等で外部の取り組みや情報も積極的に現場に取り入れていく。
- ・第三者評価・自己評価を積極的に行い、支援サービスの評価や見直しを行う。
- ・法人内の事業の強みを活かした、事業所内連携支援の強化を行う。
- ・地域の子育て家庭やひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、継続的に相談支援等を行う。

☆虐待防止・身体拘束等適正化の取り組み

- ・利用者の尊重・人権配慮・プライバシー保護について法人内全職員に周知・理解を促し、虐待ゼロに向けた取り組みを行う。
- ・虐待防止研修、身体拘束等適正化研修を実施し、施設内外虐待について職員間で周知理解を徹底する。また年一回、職員に虐待のセルフチェックを行い必要に応じて職員と面談を行う。
- ・年一回、虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会を定期的に行い、委員会の内容を職員に周知徹底する。

☆業務分掌と責任体制の明確化・組織統制

- ・各事業の職員の業務分掌の整備見直しを行い、その内容を文書化し各事業の会議等で表明し役割分担と責任体制を明確にする。
- ・各事業の職員それぞれの強みを活かした体制を作る。

☆業務時間・事務作業のスリム化

- ・各事業のケース記録やその他事務作業等の見直しや評価を行い、業務事務作業の効率化・スリム化・ＩＣＴ化を図る。

- ・勤務体制や勤務時間の変更の検討や、必要に応じて見直しを行う。

☆法人会議

- ・毎月末に、法人内事業の定例会議を開催（年 12 回）

☆地域への支援・交流

- ・法人内事業の情報を地域に向けてＳＮＳや機関紙等で発信し、法人全体で地域支援の啓発活動を行う。
- ・法人で行っている社会貢献活動について、法人内の全事業で地域支援に取り組む。
- ・地域福祉の発展のため、関係団体と連携・協働する。

☆安全管理計画の取り組み

- ・感染症・事故撲滅・多種多様トラブルに向け、マニュアル等を職員に周知徹底し対応する。
- ・不審者対応・利用者（児童含む）の暴言暴力時の対応について、マニュアル等を職員に周知徹底し対応する。
- ・火災、災害、感染症、不審者対応等、事案発生を想定した訓練を行う。
- ・各訓練後、必要に応じて各項目のマニュアル等の見直しを行う。
- ・年 2 回感染症研修会、3 ヶ月に 1 回感染対策委員会を実施し委員会の内容は全職員に周知する。
- ・定期的に遊具等の点検を行い、メンテナンスや状況により取替えを実施していく。
- ・今後 10 年以内に外壁・外装工事のメンテナンスを計画。
- ・施設・事業の各部屋の管理担当を明確にし、毎月のハード面の維持管理を行い必要に応じて修繕改修を行う。

☆業務継続計画の取り組み（非常災害・感染症予防）

- ・非常災害時や感染症予防の体制の構築、マニュアル等の整備・周知・及び訓練・研修を行う。
- ・非常災害・感染症予防の各訓練・研修後、必要に応じて各項目のマニュアル等の見直しを行う。
- ・非常災害時、京都市との一時避難所の協定を結んでおり、災害時の受け入れについて京都市と連携し地域のひとり親や児童の受け入れを行う。
- ・非常災害時の対応・感染症防止に対し、国・京都市の指示・指導に基づき、利用者・職員等への国や京都市の対応対策内容を周知する。

☆組織強化への取り組み

◎魅力ある組織づくり

- ・法人事業間の連携や情報共有等、チーム支援（関係機関含む）の体制の強化を図る。
- ・コンプライアンス遵守・規律・社会人としてのマナー等について、年一回研修を行う。
- ・ハラスメント防止について、ハラスメント対策指針を全職員に周知する。
- ・毎月マナー委員によって各事業の現場のマナーチェックを行い、各会議等で職員にチェック内容を周知し必要に応じて改善する。
- ・協力関係にある、行政・学校・医療機関等との連携を強化し、魅力ある組織づくりの構築に努める。
- ・どんな小さなことでも気づいたことは提言できるような「提案制度」の構築に努める。
- ・法改正、制度改正、法令厳守等、組織で周知し共有する。

☆人材育成・確保の取り組み

- ・各事業の人材育成の研修の充実と、その人材育成に沿った研修を計画的に受講し「専門職」としての階級レベルのスキルを身につける。
- ・将来のリーダー等の役割を担う職員にキャリアパス研修を行う。
- ・職員研修の充実のため、受講後に研修の評価を行い必要に応じて研修内容の検討見直しを行う。
- ・人材確保のために、就職セミナーの参加や大学の就職課に求人依頼の営業活動を行う。
- ・協力関係にある大学・専門学校への講師派遣等連携を深め、法人事業の広報を大学や学生に積極的に行う。
- ・将来の福祉人材確保のため、実習生・ボランティア・見学等の受入、保育補助として学生アルバイト採用を積極的に行う。また、全事業の職員が人事部としての意識を持ち人材発掘を行う。
- ・職員自ら志す目標をもとに「目標管理」の充実を進める。
- ・全職員対象に、学びの場の確保・研修受講の効率化のため、福祉職に必要な研修動画を導入する。

☆働きやすい職場環境づくり

- ・働きやすい職場環境づくりに向け、職員からの直接意見の聴き取りやアンケートを実施し、職員との意見交換等行い必要に応じて環境改善を行う。
- ・休憩制度（有給取得）、健康管理、メンタルヘルス対策の充実に努める。
- ・職員の親睦活動の充実・強化に向けて取り組む。また、職員交流の機会を増やすなど、風通しの良い働きやすい職場環境づくりを目指す。
- ・法人内事業同士の交流を深め、各事業内のマンネリ化防止や活性化を目指す。

☆経営基盤充実の取り組み（財務面）

- ・会計士と施設や事業の入所率・入所期間・措置費・予約状況・利用率・利用収入・支出等の確認、現金・預金勘定の帳簿残高の確認や管理を定期的に行う。
- ・会計士と的確な収支のバランス分析を行うとともに、経費削減に向けた対策を法人全体や施設事業所ごとに意識し適切な運営の取り組みを行う。

別紙資料

◎福朗職員の心得5か条

- ・規律・・・約束やルールを守ると同時に、仕事に対して真摯に取り組む。
- ・成長・・・福祉職のプロとして一人の人間として成長し続ける。
- ・連携、団結・・・一人ひとりが、同じ方向方針に結びつくことで強いチーム・強い組織ができる。
- ・思いやり・・・利用者もちろん職場の仲間や他者にも思いやりを持って接する。
- ・ありがとう・・・あなたに関わる人に「ありがとう」を

◎職員倫理綱領

第1条（個人の尊厳）

私たちは、利用者一人ひとりを大切にします。

第2条（人権の尊重）

私たちは、利用者の人権を尊重し、人権侵害や虐待は決して行わず、これらを黙認しません。

第3条（安心で安全な暮らしの保障）

私たちは、利用者のプライバシーや個人情報の保護に努め、安心で安全な暮らしを提供します。

第4条（自己選択・自己決定権の保障）

私たちは、利用者の支援・援助にあたり、一人ひとりの個性を大切にし、利用者が自らの意思で選択・決定する権利が行使できるよう支援します。

第5条（満足度の高い支援・サービス提供）

私たちは、常に利用者を主体とした満足度の高い支援・サービスを目指し、利用者の思いや苦情を真摯に受け止め、誠意を持って対応します。

第6条（社会参加の促進）

私たちは、地域住民や関係機関（団体）との連携を基に、利用者の地域社会における「自立」と「幸せ」の実現を目指します。

第7条（専門性の向上）

私たちは、常に福祉の専門職としての自覚と誇り、そして明確な価値観を持って、知識や技術の習得に努めます。

2. 令和 7 年度 母子生活支援施設事業計画書

令和7年度 母子生活支援施設事業計画書

1. 法人理念

- (1) 質の高い福祉支援・サービスを提供し、利用者やその家族の満足を得る支援を目指します。
- (2) 地域との関わりを深めるとともに、地域社会の一員として地域福祉の向上に貢献し、地域に信頼され、支持される支援を目指します。
- (3) 職員の育成に努め、全ての職員にとって、誇りと満足のある職場となるべく努めます。

2. 運営方針

- (1) 心身ともに疲労し入所される子どもたちやお母さん方にとって、安全で安心できる生活拠点であることを目指します。
- (2) 母と子、一人ひとりの意思を尊重し、思いやりの心をもって一人ひとりにあった良質の支援をします。
- (3) 多様な問題・課題の解決、精神的、経済的、社会的な自立への歩みを支援します。
- (4) 退所者のアフターケアはもとより、地域社会の子育てや、ひとり親家庭の支援に施設機能を活用した取り組みを進めます。

3. 利用者支援（母子）

- ・別紙参照

4. 年間行事

- 5月：京母協総会
- 7月：夏行事
- 8月：京母協行事（低学年・高学年キャンプ）
- 6月：京母協行事（BBQ）
- 9月：京母協総会
- 10月：退所児の集い
- 11月：ヴェインテ会
- 12月：クリスマス会、餅つき大会
- 2月：京母協行事（ボーリング）、
- 3月：卒業入学パーティー
- 3月：母親自治会総会、さいもんめ慰労会
- その他：母親リフレッシュ企画（年4回）

5. 会議

- ・月1回の母子会議、児童会議、法人事業所会議、職員会議、支援員会議（隔月）に加

え、同法人のショートステイ事業・放課後等デイサービス事業との連携会議を実施する。

- ・施設内で、定期的にスーパービジョンの時間を設け、支援員同士の情報共有を意識しながら連携した支援を行う（グループスーパービジョン：週１回／個別スーパービジョン：月１回）。

6. 安全計画・事業継続計画（BCP）

- ・「安全計画」に沿って、点検等をしっかり行い母子の安全の確保を図る。
- ・自然災害発生時に母子の安全を確保しながら、事業を早期復帰し、継続・運営するための作成した「事業継続計画（BCP）」に沿って、研修及び訓練の実施予定。

<保健衛生>

- ・「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に沿って感染症対策を行う。
- ・感染症対策委員会を年４回と感染症対策研修を年２回実施する。
- ・ノロウイルスやその他の感染症についても、情報収集し状況を把握しながら対応を検討し、感染予防に努める。具体的にはフローチャートを作成し、フローチャートに沿って対応し、必要に応じて対応の見直し検討を行う。
- ・調理活動を行う職員を対象に保菌検査を毎月実施する。
- ・感染症の拡大を防ぐ為、全職員を対象にインフルエンザ予防接種を実施する。

<避難訓練>

- ・月１回対象家庭を中心に、避難訓練を実施する。
- ・年１回消防署の指導の下、消火訓練を行う。
- ・年１回職員を対象にＡＥＤ講習を実施する。

8. 健康診断

- ・年２回八木沢医院にて実施する。

9. 広報

- ・ヴェインテだよりの月１回発行、SNSを活用し月２回投稿し様々な情報発信を行う。

10. 関係機関連携

- ・役所、保健センター、学校、保育園、病院、就労先、児童相談所、その他福祉サービス提供先等と連携する。

11. 地域貢献

- ・地域の小中高生を対象に、地域学習支援事業ウェルスタをボランティアの協力を得て、週１回実施する。
- ・ＮＰＯ団体と協力し、地域の子育て・ひとり親家庭や困窮世帯を対象に寄付の食材等を配布する。
- ・２４時間体制で地域の方からのＤＶ相談や養育相談、経済的相談、施設利用相談等に対し、電話やメール等の対応を実施する。
- ・週に１度、近隣の公園の清掃を行う。

- ・町内会活動に積極的に参加する。
- ・地域とのつながりとして、施設内の掲示板や SNS を通じて地域の児童館の行事や、子ども食堂等の情報提供を行う。

12. 職員研修

- ・虐待防止・身体拘束適正化についての研修及びコンプライアンス研修を年 1 回実施する。
- ・月 1 回の外部講師によるケース検討会を通し、ソーシャルワークについて学ぶ。
- ・人材育成の研修体系に沿って各職員が研修計画を立て、施設外で行われている研修に積極的に参加し、職員一人ひとりの能力向上に努める。生育歴や発達の躓き等で生きづらさを抱えている母子が増えている中、専門的知識として子どもの発達段階や心的発達等を学び支援に繋げる。
また、外部研修にも積極的に参加し研修内容の報告を行う事で、職員全体の支援の質の向上を図る。年度末に振り返りを行い、次年度の研修計画に反映させていく。
- ・福祉施設の見学に赴き、学んだことを施設にも積極的に取り入れていく。

13. 職員の能力向上

- ・第三者評価の見直しを行い、支援の振り返りを行いながら施設内の支援員会議・職員会議等で必要に応じて意見を出し合い、支援の質の向上に努める。
- ・第三者評価に伴う自己評価に取り組み、職員一人ひとりが改善点を見直し、資質の向上に繋げるように意識する。
- ・施設内カウンセリングを利用し、職員のメンタルヘルスケアを実施する。

14. 人材確保

- ・学生ボランティア・アルバイトの積極的な受け入れを行い、人材確保、人材育成に繋げる。外部の方からの施設見学依頼にも丁寧に対応する。
- ・実習生へ振り返りの時間を設ける等の丁寧な指導を心掛け、施設の特性を理解した上で実習後、ボランティア・アルバイトに繋げる。
- ・実習生へ振り返りの時間を設ける等の丁寧な指導を心掛け、施設の特性を理解した上で実習後、ボランティア・アルバイトに繋げる。

3. 令和 7 年度 母子生活支援施設事業計画書（母子担当）

令和7年度 事業計画書（母子担当）

【支援方針】

- 利用者ごとに作成した自立支援計画を元に、日常の支援を展開する。
- ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点から、利用者を取り巻く環境に働きかける。
- ケアワークの視点から、利用者の養育負担の軽減を図る。
- 母子生活の安定の為に、養育相談・家計自立支援・心理的支援等、個別対応を含めた専門的支援を行う。

「養育相談について」

- ・月齢に応じた子育ての助言を行い、必要に応じて保健センター等と連携し支援を行う。
- ・虐待傾向にある家庭に対して、児童相談所等と連携し支援を強化する。
- ・障害を抱える利用者に対して、各福祉サービス事業所等と連携し支援を行う。また当法人の放課後等デイサービス事業の利用環境を整える。
- ・特定妊婦の受け入れを積極的に行い、またその支援体制の充実を図る。
- ・母子の再統合支援については丁寧に粘り強く行い、その支援体制の充実を図る。また、母子面談を実施し、家庭のルールを一緒に決める等、母子がお互いに振り返る中で関係を再構築できるよう支援する。
- ・1人ひとりに合った声掛け、個別的な活動も取り入れながら母子関係への介入、助言、見守り、援助等を行う。
- ・職員間で情報共有・連携しながら個別支援活動を行い、またその支援体制の充実を図る。
- ・療育期間や医療機関と連携し、子への関わり方を利用者が振り返る時間を設ける。
- ・子への具体的な声掛けやアドバイス等を行いながら、子育て支援をする。

「DV被害者について」

- ・DV被害者が利用できる外部の支援プログラムや施設内外のカウンセリング情報を提供する。
- ・離婚等に際して、弁護士事務所や家庭裁判所への同行支援を行う。

「心理的支援について」

- ・施設内のカウンセリングルーム利用の提案を行い、臨床心理士・公認心理師によるカウ

セリングやプレイセラピーを実施する。

- ・精神科や心療内科等と連携し、受診同行等を実施する。また必要に応じて、服薬管理等を実施する。

「家事支援について」

- ・家事支援が必要な利用者に対して、意向を確認しながら居室掃除・調理・買い物同行等、アドバイスを含め具体的な支援を行う。

「家計自立支援について」

- ・金銭管理支援が必要な利用者に対して、利用者預かり金等管理規定に沿って施設内で金銭管理支援を実施する。
- ・利用者の金銭状況に応じて面談し、助言や必要な社会資源（日常生活自立支援事業・家計相談支援事業等）に繋ぐ支援を行う。

「就労支援について」

- ・就労継続ができるように、保育園送迎の代行や子どもの病院受診の代行を実施する。求職中の方には、ハローワーク利用の促しやキャリアカウンセラーと連携し、就労に繋げる。
- ・利用者の心身の状態に応じて医療機関等と連携し福祉的就労の情報提供を行う。
- ・資格試験等の勉強が集中して行えるような環境を整える（個室を21時まで貸し出す・一時保育等）。

「施設内保育」

- ・就労・求職者への支援、利用者の通院・疾患、待機児童への対応・利用者のリフレッシュ等、利用者のニーズに応じて、施設内保育（一時保育・補完保育・病児保育・病後児保育）を実施する。

「食事支援について」

- ・食材を提供して下さるNPO団体の方々と連携し、各家庭に食材を配布する。
- ・調理経験の浅い利用者に対して、調理介助・アドバイスを実施する。
- ・利用者の体調不良や困窮時に母子の健康維持ができるよう、施設から一時的な食品等の貸し出しや職員が買い物代行を実施する。

「施設行事について」

- ・母親自治会等において利用者の意見を反映し、施設内外の行事を実施する。季節に合わせた行事を実施することによって、母子にとって日々のリフレッシュとなり、良い思い出となる時間を共有する。

「地域との繋がりについて」

- ・町内会行事に参加し、地域との交流を積極的に図る。
- ・施設職員が、週に1回公園の清掃に取り組む。
- ・地域支援の一環として、地域のひとり親や困窮世帯等の方たちには、要望があれば食材提供を行う。＜統一版には記入有り＞

「アフターケアについて」

- ・自立支援担当職員を配置しアフターケアをこれまで以上に細かく行う。
- ・退所後、母子が地域で安心して生活できるようアフターケアプランを作成し支援を行う。
- ・退所後に転居先への訪問等を実施し、退所してからも相談できる環境を整えておく。
- ・退所者も参加できる行事を企画し、退所後の地域生活が安定したものとなっているかフォローしていく。
- ・月1回退所世帯の集い「パティオ」を行い、退所後の生活の様子把握や退所後の地域生活が安定できるよう、継続した相談支援・援助を行う。
- ・退所世帯に向けて、メールやLINE等で制度や施策等の情報提供を行う。
- ・退所世帯の状況に応じて、関係機関との連携した支援を行う。
- ・退所世帯に向けて、食材や食事提供を行う。
- ・入所時から母子や関係機関へアフターケアについての説明を行い、各担当職員と連携しながら退所前後の切れ目のない支援ができるようにしていく。

「自立支援計画について」

- ・ソーシャルワークを基盤とした考え方に基づいて、利用者個々の課題やニーズを発見しアセスメントを行う。そして、支援計画を半年に1回作成し、その計画に沿って母子の自立に向けての支援を提供していく。「利用者一人ひとりが自己決定や自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できること」を目指し、利用者一人ひとりに寄り添いながら自立への過程を支援していく。
- ・支援の枠組みと手順が示された「インケアの充実に向けたプログラミング」（全国母子生活支援施設協議会作成）を活用しながら、支援の質の担保を図り専門性の向上を目指す。
- ・利用者が課題を意識しながら自立を目指せるよう、自立支援計画を元に面談や利用者も理解しやすいように目標を可視化する等の支援をする。

「オンラインによる支援について」

- ・感染症対策や対面が苦手な利用者が、安心して支援が受けられるように、タブレットやパソコン等のオンラインを活用する。その際のルールや注意点は利用者に説明していく。

「緊急一時保護」

- ・京都市、京都市 DV 相談支援センター、京都府家庭支援総合センターと委託協定を結び、緊急を要する被害女性等の受け入れを実施する。

「親子支援事業」

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭（特定妊婦を含む）を積極的に受け入れ、児童の安全を確保するとともに、育児手技習得や子どもの関わり方の助言や指導を行い支援の充実を図る。
- ・親子再統合や家庭復帰間もない児童のいる家庭等を積極的に受け入れ、家庭環境の調整や親子関係の改善を図る支援を行う。
- ・母子が必要な社会資源を利用することができるよう情報提供や関係機関へ繋げるといった支援を行う。

「苦情・事故報告について」

- ・利用者から施設に対する苦情があれば、迅速に全職員に周知し、対策を講じる。対応の結果を利用者にも伝え、丁寧な対応を心掛ける。
- ・利用者全員に施設の苦情処理の窓口に関する情報を提供し、施設外の専門機関に利用者が相談できる体制を整える。
- ・日頃より、職員間での事故報告や苦情報告を徹底し、リスク管理の強化に努める。

4. 令和7年度 母子生活支援施設事業計画書（児童担当）

令和7年度 事業計画書（児童担当）

【感染症対策】

「法人内における行事・食事等に関する感染症対策」マニュアル等に沿い、法人全体で感染症対策を行います。国や京都市の方針を踏まえながら、行事内容等を変更・中止します。また、長期間の休校が生じた際には、学習機会の確保や学習補完を目的に個別学習支援を行います。加えて、施設内外の感染流行状況により集団での学童保育を休止せざるを得ない場合には、感染対策に留意しながら適宜タブレット端末を用いてオンラインでの活動を工夫して行います。

【方針／全体】

- 子どもたちと活動を通して楽しむ時間を共有し、関わりを大切にします。
- 職員が良い大人のモデルとなり、子どもたちに示していきます。
- ジェネラリスト・ソーシャルワーク、ケアワークの視点で子どもたち一人ひとりが持つ課題に合わせた支援を行います。
- 安心・安全で子どもたちが楽しむことが出来る環境づくりを行います。

【方針／小学生】

「学童保育」

① 安心・安全な生活をめざして

子どもたち一人ひとりの課題や強みに対し、ジェネラリスト・ソーシャルワークやケアワークの視点から専門的な支援を行います。DV等で心身ともに傷ついた子どもたちが放課後等に安心・安全に過ごせる居場所を提供します。暴力や暴言等に脅かされず、職員や子ども集団の中で気持ちを受けとめて貰ったり、気持ちを表現したりすることを積み重ねることで自己肯定感を育みます。就労や就職活動、病院受診等で放課後等に母親が不在になる家庭に対し、職員の見守りがある中で子どもたちが楽しく過ごすことで、学童室が母子ともに安心して来られる（預けられる）場になるように努めます。

② 子どもたちの自主性を育む

年度の切り替え時期に面談を行い、学童の参加やおやつ、学習、個別支援活動等について子どもと母親両者の思いを聞き、一人ひとりに合った契約制の学童保育を行います。また「学童作戦会議」と称した、子どもたちと学童ルールや日常生活での困り事等を話し合う会議を毎月開催します。「学童作戦会議」では、子どもたちが主体的にルール設定に関わり、自分の意見が尊重されること、話し合ってルールを作ること、そのルールをみんなで守ることを大事にします。ルールや活動については定期的に振り返り、新しいルールで上手くいかなかった際や、もっと良いアイデアが浮かんだ際には再度話し合いを重ね、自主性に富んだ学童室の場作りを行います。

加えて、日々の学童保育や行事においても、子どもたちの「こんなことをやりたい」という思いを大切にし、自分がしたいことをのびのび自由に行い、子どもたちの自主性を培うことを目指します。

③ 多様なニーズに応える

子どもたちの意見を取り入れながら、個別／集団活動の充実を目指します。また、新しい玩具を複数購入します。ごっこ遊びや感覚遊び、身体を使った遊び、想像力を使う遊び等、遊びの中で子どもたち一人ひとりが楽しく遊べるよう活動内容や環境を工夫し、創造性や社会性が身に付くことを目指します。

長期休暇には外出行事、調理活動等を行い、子どもたちのニーズに応えながら非日常体験や、生活力の向上を目的とした活動を行います。

「学習支援」

学童での学習を希望する子どもには、17時00分から17時45分までの時間で職員と一緒に学習を行います。学習習慣、基礎学力の向上、学習補完を目的とし、学校の宿題や自主学習、必要に応じて個々のレベルに合わせた職員作成の問題・教材に取り組みます。

学習状況を母親と職員が共有することで、学習面での躓きや、教え方等の困りを把握し、日々の支援へと繋げていきます。また、入所（転校）や不登校等に伴う学習状況の変化に対応するため、母親や学校と学習状況を共有し、子どもそれぞれに合ったペースで学習が行えるように支援します。

「集団活動」

週に1、2回、子どもたちが興味を持って楽しめる遊びの提案をしていきます。物作りや工作、季節の壁面・飾り作り等の、表現力や物事に取り組む際の集中力を身に付けることが

できる遊びを行います。工作等の他にも、公園遊びを取り入れ、運動能力の向上や他者と協力することの大切さを学ぶことを目指します。

集団活動では工作や運動遊びの他にも、四季折々の行事を行うことで、日本の伝統行事や、イベント事を楽しみながら様々な文化に触れることも目的とします。また、入・退所児がいる際には歓送迎会を、誕生日の子どもがいる月には誕生日会を開催し、他児や職員から歓迎・お祝いをされる（する）ことで、他者から大切にされる経験や、他者を思いやる経験を積んでいきます。

「ボランティア団体による活動」

学生ボランティア団体と連携し、自由遊びや、ハロウィン、クリスマス会等の季節行事、外出活動を行います。また、感染症流行状況や大学の方針等を踏まえて適宜対面での活動を休止し、タブレット端末を用いたオンラインでの交流活動を行います。職員以外の大人との関わりが増えることで、社会性の向上を目指します。

ボランティア活動後には職員が振り返りの時間を設け、学童保育の理念・方針や、ボランティア団体の思い等を共有し、子どもたちへの対応の助言や、今後の活動について一緒に考える時間を作ります。年度末には「ボランティア慰労会」を行い、職員や子ども達からボランティア団体へ日頃の感謝を伝える行事を行います。

「母親への支援」

普段から母親と話す機会を持つように心掛け、子育てをする上で母親の持つ悩みや相談に応じ、家庭内での危険（虐待等）防止だけではなく、より安心した子育てに繋がるよう支援します。定期面談では母親の思いを傾聴し、子どもたちの学童での様子や、家での様子・悩み等を共有し、助言を行います。

また、学校等の関係機関との間を橋渡しし、母親の言い辛い思いを代弁して関係調整をする役割を担います。来年度から新1年生の児童を持つ家庭には入学手続きの介助、学校への同行等を入学前から行い、学童期への移行をスムーズに行えるようにします。

「法人内・外との交流」

法人内の「子育て支援短期利用事業（ショートステイ）」や「放課後等デイサービス」を利用する子どもたち・職員と合同で行事を行います。また、ルールを決めた上でお互いの事業の玩具等を貸し借りし、物を貸し借りする際のマナーや、物を大切に扱う機会になることを目指します。

法人外では、京都市児童施設育成事業推進協議会や京都母子生活支援施設協議会、学生ボ

ランティア団体が主催する行事に参加し、他施設の子どもたちと交流します。様々な児童や大人と関わる中で、社会性の向上やロールモデルを得ることを目指します。

「行事」

キャンプ、スケート等、多くの行事や外出活動を企画、実行します。季節に合わせた行事を行う事で四季や文化を感じられ、感性が豊かになることを期待します。また、様々な経験を通して、子ども同士・職員との関わりの中で協調性や思いやりの心を育むことを目的とします。

母の日の行事では、母親へ日頃の気持ちを伝える機会になることを目指します。また、普段の学童保育の様子を写真や動画で共有します。

「間食提供」

季節の行事等に合わせて子どもたちと調理活動を行い、食事を共にします。また、おやつについては、好きなおやつを自由に選択出来るようにします。おやつを選ぶことや間食時間が子どもたちにとって楽しい時間となるようにします。

① 食育

- ・子どもたちと一緒に作ることで、生活能力の向上を目指します。
- ・栄養素の知識やバランスのとれた食事を提供するとともに、そのモデルを学ぶ機会とします。
- ・旬の食材を知る機会として調理活動を行います。

② 母子間の交流、母親の負担軽減

- ・子どもが家庭で母親と料理を作ることで、母子で楽しい時間を共有できるきっかけとなるようにします。
- ・自分で作ることで自立力が向上し、母親の家事負担軽減となるようにします。

「障害児支援」

- ・療育面や発達障害等で個別に対応が必要な児童については、それぞれの個性や発達状況に応じて細やかな支援を行います。

【方針／中学生・高校生】

「中高生行事」

子どもたちから何をしたいか、どこに行きたいか希望を聞き、職員と一緒に外出行事やご飯会を行います。また、施設行事の「退所児の集い」で退所した同年代の子どもたちと関わる場を作る事で、進学や就職のロールモデルとなることを期待します。

「中高生の居場所作り」

中高生の居場所作りとして、毎週火曜日に18時から19時まで職員と一緒におやつを食べながら雑談する場を設けます。おやつを食べながら、学校・進路の話から趣味の話題まで、職員と子どもたち同士が気軽に話せる場とします。また、この居場所作りを通して子どもたちのニーズを把握し、日常的な支援に活かします。

「学習支援」

地域学習支援事業「ウェルスタ」を週1回実施し、子どもたちの学力向上を目指します。「ウェルスタ」では学習支援はもちろん、居場所作りの場にもなるよう、勉強の合間の時間を大切にし、おやつを食べながら雑談をする時間や、卓球等の遊びの時間を設け、楽しく持続的に活用できるような環境を整えます。

また、上記の学習支援の他に、個室を毎日21時まで開放し、集中して勉強できる環境を整えます。

「進路相談」

母親や学校と連携しながら、子どもの不安を受け止め、きめ細やかな相談を行います。奨学金制度の情報提供や関係機関への同行、希望する進学・就職先の情報提供・同行、書類記入介助等を行います。また、進学に向けての必要経費を工面する為の、アルバイトの相談にも応じます。

【方針／小学生・中学生・高校生】

「自立支援計画の策定」

1人ひとりの子どもが、自己決定や自己選択を尊重されながら自分らしくイキイキと生活できるようになることを目指して、半年に一度、母親と自立支援計画策定のための面談を行います。そこで、学童保育と家庭での様子を共有し、ニーズの把握と共に支援の方針を検討します。また、日常的に子どもから気持ちを聴くことや、ニーズを把握することに努めます。必要に応じて、その都度子どもと母親、職員の三者で話し合い、施設生活や学童保育での過ごし方・関わり方について柔軟に対応していきます。

また、支援の枠組みと手順が示された「インケアの充実に向けたプログラミング」（全国母子生活支援施設協議会作成）を職員が活用しながら、支援の質の担保を図り専門性の向上を目指します。

「タブレット端末及び貸出パソコンの活用」

下記の目的でタブレット端末と貸出パソコン（以下、タブレット端末等）を活用します。

① 感染症流行下におけるオンライン支援

対面での学童保育や学習支援、面談等が困難な際には、タブレット端末等を貸出し、職員と子ども（又は母親等）を Zoom（web 会議サービス）で繋ぐことにより、コミュニケーションを図ります。また、学童集団においても複数のタブレット端末等を繋ぐことにより、子ども同士の交流の機会も担保します。また、タブレット端末等の使用にあたっては、職員が事前に子ども達に使い方や注意点を説明します。

② 子ども達の情報収集や学習に役立てる

施設内 Wi-Fi 環境とタブレット端末等を利用し、子ども達が進路・就職情報等を調べるのに役立てます。また、タイピングや簡単なパソコン操作等の将来役立つスキルの獲得にも繋がります。

③ 多様な学び方を可能にする

不登校等の学校に通い辛い子どもに対して、学校と相談の上、施設内 Wi-Fi 環境やタブレット端末等を貸し出し、オンラインでの授業参加をすることで多様な学び方を可能にします。また、必要に応じて発達障害等の学習環境に配慮を要する子どもについても、母親や子どもと相談しながら ICT（情報通信技術）を活用した学習支援を検討します。

「環境整備」

施設内のインターネット環境を活用して、タブレット端末による集団活動や学習の充実を引き続き図ります。

学童保育では、月に1度子どもたちと学童室周辺を「大掃除」し、自分たちが過ごす環境を自分たちで整えることで、自主性や責任感を育むことを目指します。また、壁紙や本棚、倉庫等の修繕・整理を行い、快適な室内環境を目指します。

「子ども会」

子どもたちが生きていく上で守られるべき権利（権利擁護）やヴェインテでの生活で困った際の対応（苦情解決）についての話をします。

子ども会（「学童作戦会議」）において、毎月子どもたちと学童ルールや日常生活での困り事等に関する話し合いをします。そこで、既存のルールの見直しや普段の活動等について振り返り、子ども達の意見を反映させた施設生活・学童保育を目指します。

中高生については「中高生の集い」等で個別に説明や聞き取りを行います。

「個別支援活動」

集団で行う普段の学童保育や、中高生の集いでは補えない個別でのニーズに応えるために、各児童1か月に1回ペースで個別支援活動日（「個別デー」）を設け、全児童を対象に希望制の元実施します。「個別デー」では、学習補完や工作、パソコン勉強、調理活動、スポーツ、買い物、外出活動、職場体験等を職員と1対1で行います。1対1で関わりを持つことで他児を気にせず好きな活動を自由に行え、特別感や満足感が満たされやすい機会にします。活動中は子どもにとって、大人と楽しい時間を共有することや知的好奇心を満たすこと、安らげる場を提供すること、心のケアの時間となるように努めます。

「児童への心理的ケアについて」

子どもの心身の発達を心配される家庭や、被虐待児等に対し、施設内の心の相談ルームや社会資源（児童相談所や医療機関、放課後等デイサービス、京都市発達障害者支援センター等）の情報提供を行います。心の相談ルームでの様子については施設内カウンセラーと連携し、様子を共有しながら支援方針を検討します。

また、関係機関との相談・受診等に同行します。必要な情報は母親の了承を得た上で各関係機関と共有し、支援方針の統一を図ります。

「不登校児への支援」

母親と密に連携を図りながら、子どもの状況に応じた個別支援活動や生活リズム改善のための介助（朝・晩の起床・就寝介助、登校等）支援を行います。不登校児への個別支援活

動は、基本的に週1回以上行い、個別のニーズに合わせて学習や運動、余暇活動を行います。また、学校とも相談しながら子どもに合ったペースで教育を受けられるようオンラインでの授業参加や放課後登校等を一緒に検討します。また、京都市教育相談総合センターこどもパトナや医療機関への情報提供や受診同行をします。

「性教育」

子どもの日々の変化を注意して見ると共に、気になる言動が見られた際には職員間で共有し、施設内カウンセラーや母親、学校、児童相談所等と相談しながら個別に対応します。個別対応の際には資料を用いて面談をし、子どもにも分かりやすいように工夫をします。また、「生命の安全教育」の一環としてプライベートゾーンや他者との境界線、同意について考える機会を提供します。職員は、的確、迅速な対応ができるよう、性教育関連の研修には積極的に出席します。施設内カウンセラーと連携し、必要に応じて主に高学年を対象に、思春期の性の悩みや不安等を出せる環境設定を行います。

「個人情報について」

携帯電話（スマホ）やタブレット、SNSの使い方等を通して、個人情報の保護や情報リテラシーについて学ぶ機会を設け、安心・安全に使用できるよう支援します。

「アフターケア」

退所後も地域で安心して生活できるようアフターケアプランを作成して支援します。地域での生活に困りごとがないか転居先へ訪問しお話を伺うことや、退所児童と交流できるようウェルスタ（地域学習支援事業）及び月1回の「ニニョの集い」（退所児同士や退所児・職員間の交流）、行事等の機会を設け、参加を呼びかけます。また、退所後も学童保育に通える環境であれば、参加を呼びかけます。そして、退所後も来所相談・LINE・メール等を用いて、進路・就職相談等に応じ、適宜必要な補助金や福祉施策の情報提供及び書類記入介助等を行います。加えて、食事提供・食材提供等の支援についても引き続き行います。

地域での生活をスムーズに始められるように、子どもの状況を見ながら関係機関とも連携し、退所後も安定して支援が受けられるよう調整します。また、必要に応じて、退所後に地域の児童館に繋がるまでの間、当施設の学童保育を契約する等、退所児童の放課後の居場所を検討します。

5. 令和7年度 子育て支援短期利用事業計画書

令和 7 年度 事業計画書（子育て支援短期利用事業）

子育て支援短期利用事業（ショーステイ事業・トワイライト事業）では、以下の 4 点を基本方針として、総合的な生活と子育て支援をしていきます。

- ① ひとり親家庭、子育て家庭のニーズに沿って支援を進めます。
- ② 子どもたちや保護者にとって、安心安全で生活できる環境を目指します。
- ③ 地域の子育て支援の拠点を目指します。
- ④ 退所者のアフターケアや、地域社会の子育て、ひとり親家庭の支援に施設機能を活用した取り組みを目指します。

現在、子育て支援短期利用事業は、育児疲れや精神疾患等により、養育困難な状況に陥ったひとり親家庭の利用、相談が増加しています。また、利用児の中にも、親子関係や様々な家庭環境から、情緒不安定になっている子どももいます。その為、安定した家庭養育復帰を最終目的とし、現在の利用児とその保護者が抱えている課題解決に向けて、以下の事に力を入れていきます。

「保護者との面談」

施設内見学時や送迎時に、職員と面談を実施することにより養育についての悩みを傾聴し、お互いの見えない部分の情報を補い、子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築いていきます。また、その悩みや負担を行政機関と共有することにより、包括的な支援を展開します。

「利用児との関わり」

日々の関わりを通して、彼らが抱える思いや悩みを傾聴し、必要に応じて個別に時間を作り、ゆっくりと話が出来る場を作ります。また見守られている安心感を与えられるように、積極的に声掛けをするなどし、子どもたちと信頼関係を築いてまいります。

「個別的な関わり」

発達障害や被虐待児や特別な配慮が必要な子どもたちの利用が増えています。その為、利用児 1 人ひとりに合った支援を心掛け、個別的に関わる機会を作ります。また子どもたちの思いに寄り添っていきます。

「関係機関や地域との連携」

保護者と子どもたちが地域で安心して過ごせるよう、行政や関係機関等とも積極的に情

報共有や連携を行います。必要に応じて専門機関へ繋げていき、各家庭の困り事の軽減に努めています。

「研修（外部で開催されている研修、施設内研修）」

職員の資質と意識の向上、専門性を持って支援していくために、定期的に社会福祉援助技術やリスクマネジメント等の施設内研修を行います。外部研修においても、参加した職員は施設内で研修内容を共有します。

「行事」

夏祭り、クリスマス会等、四季折々の行事に参加してもらうことにより、子どもたちの感受性を育む機会にします。また、施設内の他事業所の利用児、放課後デイサービス事業の利用児との合同行事を実施し、協調性や社会性が向上していくことを目指します。

「他事業との連携」

定期的に放課後等デイサービス職員と連絡会を実施し、連携していき、利用児の情報共有、施設機能を活かした包括的な支援が行います。

「生活支援について」

決まった時間での就寝や食事の提供をベースに、規則正しい生活リズムを身に付けられるよう支援していきます。それに加えて、入浴や歯磨きなどの衛生面の支援、小学生の宿題等の学習支援も行います。

「情報発信（ヴェインテだよりやInstagramの更新等）」

地域の子育て家庭やひとり親家庭にむけて情報を発信し、気軽に利用できるよう努めます。施設で行った行事や日々の遊びの様子などをInstagramで紹介します。ヴェインテだよりでは、施設の行事や日々の生活の様子をまとめた冊子に関係機関に配布することでヴェインテでの生活についてイメージしてもらいやすいようにしています。

「保健衛生管理」

安心・安全な生活支援、食事を提供するために、食事の検食を取り、2週間冷凍保管します。また調理職員は毎月保菌検査をし、衛生管理を徹底していきます。

感染症対策として、全職員が手洗い、勤務前の検温、換気、玩具、施設内の消毒を実施します。また職員、利用児が感染症等を発症した際には、マニュアルに沿って感染拡大防止に努めます。

ノロウイルス対策として、感染症対策マニュアルに沿って対応します。また、利用児の排泄物や嘔吐物に関して次亜塩素酸ナトリウムでの消毒をし、施設内で行っている研修で共

有しているマニュアルに沿って、利用の制限や適切な処理を実施し、感染拡大防止に努めます。

「災害への備え」

近年、地震の発生が多い状況にあります。その為、年間スケジュールに沿って防災避難訓練、施設内で行っている研修に積極的に参加していきます。また職員は、備蓄等を確認するなど防災意識を高め、定期的に救命講習等に参加し、利用者と利用児に、安心して安全な生活環境を提供していきます。

社会貢献事業とも併せて育児負担の軽減、より良い支援、地域での子育て支援事業の地域拠点として一層努めていきます。

6. 令和7年度 放課後等デイサービス事業計画書

令和 7 年度 放課後等デイサービス 事業計画書

— 運 営 方 針 —

- 個々の長所を伸ばし、仲間と共に楽しむ。
- 日常生活に必要な知識・態度・習慣など基本的な生活スキルを身につけます。
- 子ども達や保護者にとって安心・安全な居場所作りを目指します。
- 子ども達や保護者様の悩みを共有し、他機関との連携も大切にします。

— 令和 7 年度の総合的な方針 —

- 児童の健やかな成長の為に、発達に関する障がいのある児童・もしくはその心配がある児童をお預かりする中で、保護者や児童の意向を取り入れて一人ひとりに即した支援計画を年 2 回ほど作成したうえで説明し交付することにより、成長や発達における支援を行います。
児童の意向を取り入れる際には、本人の意見を尊重し、意思決定支援の体制を整えます。
- 放課後や長期休暇中において、日常における生活習慣の指導、集団生活への適応訓練等を実施します。また、ご家庭の日々の育児疲れのリフレッシュや、就労を支える家族支援サービスの役割を担います。
- 児童が笑顔で楽しく過ごせる環境を整え、児童の希望や特性に応じた療育を行います。支援プログラムを基本とした 5 領域「健康・生活」「運動・感覚」

「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の視点を取り入れた音楽療育や、スポーツ療育等の様々な活動を通してインクルージョンや自立への促進をすると共に、充実した時間が過ごせるよう支援します。

ー 利用者支援・サービス・療育の充実 ー

○個別的な支援

- ・発達障がい等、様々な特性や意向のある児童が利用する中で、児童の思いを受け止め、望む生活が実現し、満足して過ごせる環境を整えていきます。
- ・一人ひとりの到達目標や支援内容に対し、職員間で PDCA サイクルを取り入れた共通認識を持ち、支援をすすめていきます。
- ・活動内容に合わせて、異年齢のグループ療育、発達段階に合わせたグループ療育等を行い、児童一人ひとりの個性が発揮できるよう促します。
- ・個別支援計画に沿った支援が出来るように、計画的に個別対応の時間を設定し、職員と児童が個別で過ごせるようにします。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○地域交流の機会の提供

- ・法人内の別事業との合同行事を開催することにより地域交流の機会を設けます。
- ・日々の活動のなかで戸外活動に取り組むことにより地域児童と一緒に遊べる場を提供します。
- ・昼食やお菓子、活動材料の購入の為に店頭にて買い物をする事で地域社会での経験を培います。
- ・外出活動などの際に公共交通機関を用いることで社会での経験やマナー、他者と関わる機会を持ちます。

- ・インクルージョンの視点を取り入れた活動を計画します。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○音楽療育

- ・年間療育計画を作成し、計画に沿った音楽療育の活動を週に 1 回ほどの頻度で開催します。
- ・活動の中で音楽を取り入れることで、音楽を通してリラックスしたり興奮したりする状態をもたらすはたらきや、コミュニケーション手段(言葉・表情・身振り・まなざし)を引き出すはたらき、人間関係の形成を促すはたらき・心理的ストレスや不安を軽減するはたらきを促します。
- ・音楽を意図的・計画的に使用することにより、児童一人ひとりの個性を伸ばし、機能の維持改善や生活の質の向上、行動の変容を引き出します。

[対象となる 5 領域]

「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○運動療育

- ・年間療育計画を作成し、計画に沿った運動療育の活動を週に 1 回ほどの頻度で開催します。
- ・身体を動かす活動を継続的に取り組むことにより、基礎体力や集中力の向上や、リズム感の習得、身体の発達を促します。
- ・活動の中で成功体験の積み重ねや他児と関わる機会を設けることで達成感や自信、コミュニケーション能力も身に付くように活動を設定します。
- ・児童それぞれの発達に応じた目標と目標の達成を繰り返すことにより意欲の向上も促します。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○学習支援・生活活動

- ・児童一人ひとりに応じた学習・発達の特徴に合わせた支援で、自立に必要なスキルを身につけられるよう年間療育計画を作成し、計画に沿った生活活動を実施します。
- ・一人ひとりの児童に合わせて、学びやすい環境を整えます。
- ・活動に見通しを持ち「視覚的に明示する」等での支援に取り組み、楽しみながら身につくように心掛けていきます。
- ・児童一人ひとりに合わせて「衣服」「排泄」「食事」「物の管理」「安全」「健康」等の目的が意識出来るような声掛けを行い、成功体験を重ねる事で自信を身に付け、「自分でやる」という意欲が持てるよう働きかけます。
- ・情報化社会の中で豊かに生きていく術を身に着けるために ICT に関わる活動を児童の発達や状況に合わせて行います。
- ・発達段階に応じた活動を設定することで、楽しみや興味関心が持てるように促します。
- ・基本的なタイピング練習や、SNS トラブルの予防を学ぶことでインターネットを有効活用できるようにします。正しい活用方法を知り、児童それぞれの可能性を広げます。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○創作活動

- ・年間療育計画を作成し、計画に沿った創作活動を実施します。
- ・表現する喜びを体験し、豊かな感性を培えるような活動を計画します。
- ・月ごとに季節感のある内容を取り入れ、事業所の室内に完成品を展示することや家庭に持ち帰ることや SNS に掲載することで満足感や達成感を得られるように促します。
- ・戸外活動で収集した自然素材を工作材料として用いることで自然と触れ合える機会や季節の移り変わりを感じる機会を設けます。
- ・児童の様子や意向に応じて、施設内での合同作品の展示や、SNS への投稿、コンテストへの応募などにより発表する場を設けます。
- ・児童の創作に対する興味関心を深めるだけでなく、個々の能力や主体性を引き出して伸ばせるような環境設定を心掛けます。

[対象となる 5 領域]

「運動・感覚」「認知・行動」「人間関係・社会性」

○ソーシャルスキルトレーニング

- ・年間療育計画を作成し、計画に沿った活動を実施します。
- ・それぞれの課題を抱えた児童が社会で生きていくうえで必要な他者と関わる技術を習得できるようにソーシャルスキルトレーニングを実施します。
- ・楽しみながら小さなステップで取り組めるように、発達段階や内容に合わせて共同作業やワークシート、ロールプレイやディスカッション等を実施します。
- ・発達段階に応じた道具の準備や、事前事後に職員間で児童一人ひとりに対するねらいを共有する時間を設けて支援の充実を図ります。

- ・ソーシャルスキルトレーニングの時間に取り組んだ内容を個別の関わりに反映することで般化する所までを狙いとします。

[対象となる 5 領域]

「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○年間行事

- ・誕生日会や課外活動等、様々な計画を年間で企画します。行事の中で、興味や関心を広げ、主体性を養うことを目的とします。
- ・児童の要望を取り入れた内容を考え、楽しみながら参加が出来るように配慮します。
- ・体験を通して、職員と児童や児童同士がより良い交友関係を形成します。
- ・年齢や発達段階に応じた行事を開催し、社会経験の積み重ねや自立能力の向上を目指します。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○食育

- ・年間を通した農園活動を計画します。
- ・地域の農園をお借りし、活動することにより作物を育て、収穫します。四季の移り変わりや自然の恵みによる食の喜び、それに伴った人間関係や社会の倫理を学べるようにします。
- ・自然との関わりを通して身体の諸機能を発達させ、知的好奇心を旺盛にして思考力や感受性を育みます。
- ・個別もしくは集団での調理活動に取り組むことで生活能力の向上を図ります。

[対象となる 5 領域]

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「人間関係・社会性」

○保護者支援

- ・ 支援の様子を見て頂き保護者と職員のより良い信頼関係が構築できるように、保護者参観や保護者参加の行事を開催します。また、感染症予防の観点や就労の都合に配慮し、オンラインでの開催も検討します。
- ・ ご家族に安心して利用していただけるように日々の関わりを通して、気軽に相談できる場となるように努めることで、子育てや発達についての理解を深め、保護者の養育に関する不安の解消や、養育能力の向上を図ります。
- ・ 日頃の送迎時や連絡帳、電話連絡、面談により育児に関する悩みや不安を伺い、保護者ニーズや児童に対しての思いを把握し、家庭に寄り添った支援を心掛けます。
- ・ 総合的な支援方針を明確にし、保護者に了解を得た上で支援を進めます。
- ・ アプリケーションの導入やオンライン化を進めることにより利用者側の利便性が向上するように取り組みます。

○関係機関との連携

- ・ 家庭への継続的な支援の為に、関係機関との情報共有により、積極的な連携を行います。
また、個別支援計画見直し期間の度に児童の支援について関係機関と検討し、統一した支援もしくは役割分担を行うことで連携の重要性について認識を深めていきます。
- ・ 法人内の他事業との連携においては、包括的支援が可能であるという強みを活かし、積極的に連携を行います。
- ・ 法人内に放課後等デイサービスが複数あるという強みを活かし、各事業所の役割分担や、合同行事の開催などにより支援の幅を拡充させます。

— 福祉人材の育成・職場環境の整備 —

○職場環境の整備

- ・法人内のマナー委員に参画し、過ごしやすい環境づくりを推進します。
- ・タブレット端末やスマートフォンを使用し、アプリケーションやクラウドを活用することにより業務の簡易化効率化と同時にペーパーレス化を図ります。
- ・業務の見える化を進めることで、職員の業務負担の抱え込みや燃え尽き症候群を予防します。

○職員の資質向上

- ・スキル向上を図るため、外部研修への参加や、外部講師を招いての講習を実施していきます。障がい種別ごとの特性や、関連する制度の理解を深め、知識・支援技術の向上に努めていきます。
- ・研修計画を立て、各職員に応じたスキルアップを図ります。
- ・法人全体での研修システムに参画し、資質向上の機会を確保します。
- ・研修を受講する目的を明確にし、職員間で情報を共有することにより全体的な質の向上に努めます。
- ・職員一人ひとりの質の向上の為に、保護者評価・自己評価により、職員各々が改善点の見直しや共有を図ります。
- ・職員間の面談を2ヵ月に1回の頻度で実施することで、資質向上に向けた各自の取り組みの具体化や振り返りを重ねます。また、心理的負担軽減にも努めます。

- ・各職員が評価される場面を定期的に設けることで、目標の明確化や仕事における充実感の促し、業務内容のズレを予防します。

○ハラスメント防止

- ・ハラスメント防止の為の方針を法人全体で明確化し、職員への周知と啓発を行います。
- ・相談窓口の開設をし、職員へ周知します。

○会議

- ・月に一回の放課後等デイサービス職員合同会議を開催します。また、事業所ごとに毎月の会議を設定します。
- ・同法人内の母子生活支援、子育て支援短期利用事業と必要に応じた会議を開催します。
- ・目的を明確に共有し、より良い福祉支援・サービスの拡充の意図を持ち、会議を実施します。

○危機管理

- ・年に2回の避難訓練・消火訓練を職員と利用児童で行います。
- ・年に1回、消防署の指導の下で消防訓練を行います。
- ・年に1回、職員を対象にAED講習を実施します。
- ・業務継続計画を策定し、指針の作成と周知を4月に実施します。
- ・計画に沿って職員への非常災害時の対応についての研修と訓練を実施します。
- ・安全計画を策定し、年間を通して職員・児童・保護者の協力のもと安心安全

な事業所作りを目指します。

- ・安全計画を職員へ周知し、年間を通して訓練や研修に取り組みます。
また、必要に応じてマニュアルの改訂を行います。

○虐待防止

- ・虐待を防止する為に常日頃から全職員で相互に声掛けや、予防としての物的環境を整えます。
- ・法人内の虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会に参加し、年に1回以上の開催と、指針や開催内容の周知をします。
- ・また、全職員を対象に年に1回の頻度で研修を開催します。また、新規採用時にも研修を開催します。

○保健衛生

- ・感染症の拡大予防の為に、一定の職員を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。
- ・流行している感染症の情報を利用者に周知し、手洗い・うがいを励行する事により利用児童内での感染拡大を防げるように努めます。
- ・感染症予防として事業所内の消毒や物的環境構成の工夫、職員用の感染症予防物品を備えます。
- ・法人内の感染症対策委員会に参加し、3ヵ月ごとに開催と、開催内容の周知をします。また、職員へ年に2回の研修と訓練を実施します。

— 地域社会への取り組み —

○広報

- ・ホームページへ事業所の情報を掲載し、定期的にSNSを更新する事により、

活動内容や療育内容を積極的に公開する事に努めます。